

警察署協議会会議録

行橋警察署協議会

開催年月日時	令和7年4月24日（木）午後4時00分から午後5時45分まで	
開催場所	行橋警察署大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警察署	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、警備課主幹、総務第二係長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>各委員にあつては、議題に関する事項、その他質問・意見等あれば、忌憚なくこれまで同様に挙手の上、発言をお願いします。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>本日の議事は、行橋警察署への御理解を深めて頂くため、署幹部及びその担当業務の説明に加え、庁舎設備、車両、装備品等の体験見学となっている。高度警察情報通信基盤システム（通称「ポリストリップルアイ」）などについて、実際に御覧いただく。なお、質疑応答の場では、忌憚のない御意見・御要望をいただきたいと思う。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行橋警察署幹部挨拶 自己紹介及び担当業務に関する説明 ○ 庁舎等見学 留置施設、通信設備、車両及び装備品の体験見学 <p>【質疑応答・委員意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員から「事業者等に課せられた酒気帯び確認等に関する規定等について分かりやすく説明していただきたい。多数の車両を有する事業者は、酒気帯び確認及びその記録、アルコール検知器の保持等が義務付けられているものと理解している。しかし、細かな内容の理解、例えば「運転前後の酒気帯びの有無を目視で確認」などを実際に運用する場合や、アルコール検知器の使用により実際にアルコールが検知された場合の措置等についてお聞かせ願いたい。」旨の質問がなされ、交通課長から「お尋ねの件は、道路交通法に規定する安全運転管理者の業務になる。安全運転管理者は、運転者の酒気帯びの有無を運転前後に確認しなければならず、アルコール検知器を常時有効に保持することも義務付けられている。“目視等で確認”とは、運転者の顔色、呼気の臭い、声の調子等で酒気帯びを確認することである。面前確認ができない場合等は、電話やビデオ通話による確認でも可能であり、その記録の保存期間は1年間となる。なお、記録内容は、必要事項を充足していればよく、紙でも電磁的記録でも構わない。車両通勤の者の酒気帯びを確認した場合は、県条例にある県民の義務として警察に通報をお願いします。」旨回答した。 <p>【閉会】</p>		